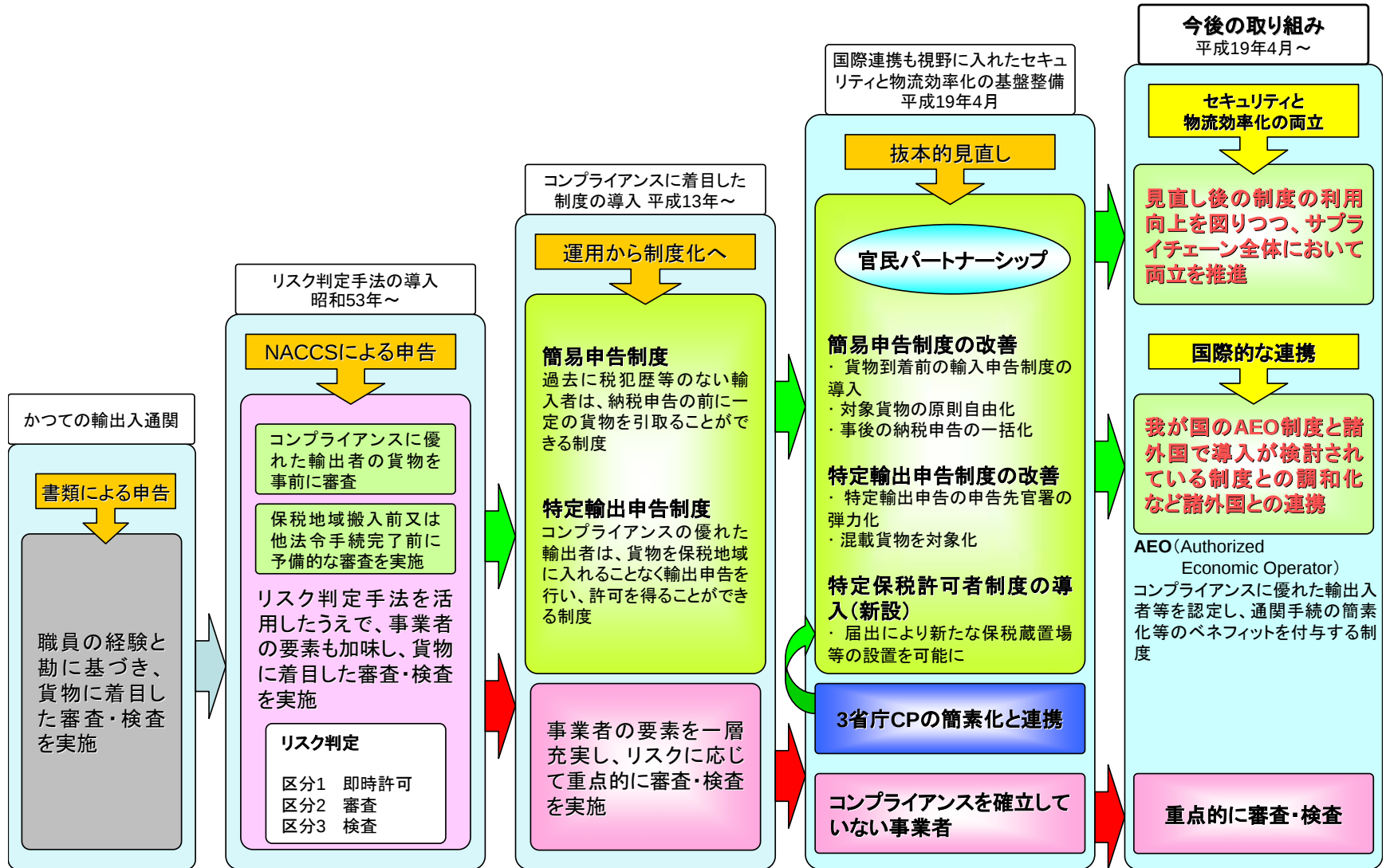


コンプライアンスに着目した制度の発展



国際競争力強化等のための通関制度の改善

輸出入者等のコンプライアンスに着目した制度の導入

[輸入]

簡易申告制度の導入

- 過去に税犯歴等がない者(A)が対象
- ・納税申告の前に一定の貨物を引き取る制度の導入
(平成13年3月施行)

[輸出]

特定輸出申告制度の導入

- コンプライアンスに優れた者((A)+コンプライアンスプログラムの策定等(B))が対象
- ・貨物を保税地域に入れることなく輸出申告を行い許可を得ることができる制度の導入
(平成18年3月施行)

[保税]

貨物の事前情報の活用

事前報告要請制度の導入

船舶等の入港前に、積荷目録情報の報告を要請できる制度の導入
(平成16年4月施行)

事前報告の義務化

船舶等の入港前における積荷目録情報の報告の義務化
(平成19年2月施行)

平成19年度関税改正

コンプライアンスに優れた輸出入者等 に対する通関制度の改善

○コンプライアンスに優れた者((A)+(B)+電子申告等)が対象

簡易申告制度及び特定輸出申告制度の改善

[輸入]

- ・貨物到着前の輸入申告制度の導入
(平成19年10月施行)
- ・事後の納税申告の一括化
(平成19年10月施行)

- ・対象貨物の原則自由化
(平成19年4月施行)

[輸出]

- ・特定輸出申告の申告先官署の弾力化
(平成19年4月施行)
- ・混載貨物を対象化
(平成19年4月施行)
等

特定許可者制度の導入(新設)

届出により新たな保税蔵置場等の設置を可能に
(平成19年10月施行)

輸入混載貨物等に係る詳細情報の提供要請

積荷情報を利用した輸入申告等を大幅に拡充することを念頭に、詳細な貨物情報の事前提出を要請できる規定を整備
(平成19年6月施行)

(参考) 国際的なAEO制度を巡る動き

○ WCO (世界税関機構)

2006年6月、総会においてAEO(Authorized Economic Operator)ガイドラインを採択

件 主 な 要

- ・ コンプライアンス要件
- ・ 商業上の記録に係る管理システム
- ・ 財務健全性
- ・ 税関等への協力・連携
- ・ 物理的・人的セキュリティ
- ・ 取引先セキュリティ

対象

輸出入に関連する全ての事業者

ベネフィット

- ・ 審査・検査等の軽減
- ・ 手数料等の軽減 等

○ EC

- ・ 2006年12月にAEO規定を定めた改正EC関税法が発効。
(概要はWCOのAEOに準拠)
- ・ 今後、各国の国内法令の整備を経て2008年1月より施行の予定。

○ 他の先進国

- ・ 豪: Accredited Client Program 実施に向けて国内制度の整備中。
- ・ ニューゼーランド: Secure Export Scheme を開始。
- ・ シンガポール: Secure Trade Partnership を2007年中に導入予定。

我が国と米国等とのAEO制度の連携に向けた動き

日本－米国

相互認証に向けた協議の開始に合意。また、米国NTCに我が国税関職員を派遣し、テロ対策と円滑な物流を両立させるリスク管理手法の共同研究を実施中。

日本－豪州

両国のAEO制度における相互認証を実現するための具体的な協議を実施中。

日本－中国－韓国

今後のAEO制度の方向性について研究を開始する予定（まずは二国間で実施予定）。

(参考)

米国、EC、カナダ、豪州、シンガポール、ニュージーランド等においても、特定の国同士において、お互いの制度を比較・検討中。

我が国におけるAEOプログラムの推進

国際物流におけるセキュリティの強化と効率化を通じ、我が国の競争力の強化を図るため、コンプライアンスの優れた輸出入者等に係るAEO(Authorized Economic Operator)プログラム(※)を推進。経団連からの要望等を踏まえ、輸入、輸出及び保税の各制度につき、以下のような措置を講じている。

(※)主として貨物のセキュリティ面のコンプライアンスに優れた輸出入者等(AEO)を税関が認定し、通関手続の簡素化等のベネフィットを付与するもの

【平成19年度改正項目】

輸入

税関長の承認を受けたコンプライアンスの優れた輸入者について、

- ①承認要件を見直した上で、貨物の到着前の輸入申告を可能にする。
- ②事後の納税申告の一括化を認める。

輸出

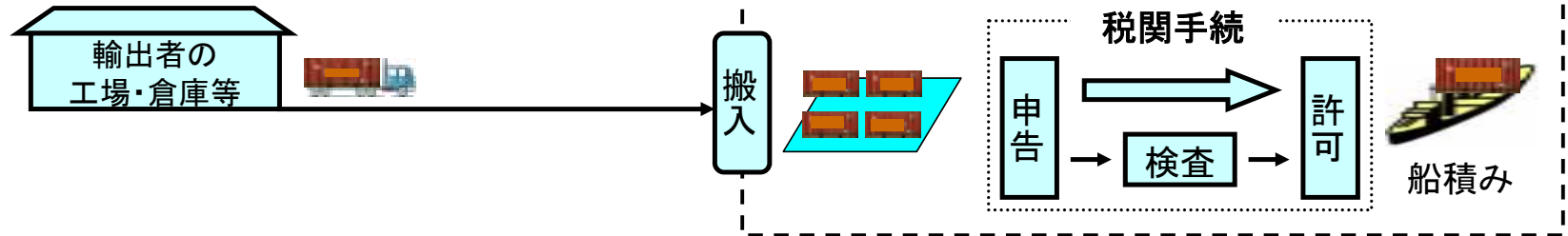
税関長の承認を受けたコンプライアンスの優れた輸出者について、輸出申告の申告先官署を弾力化する。

保税

税関長の承認を受けたコンプライアンスの優れた保税蔵置場等の被許可者について、税関長に届け出ることにより、新たに保税蔵置場等の設置を可能とする。

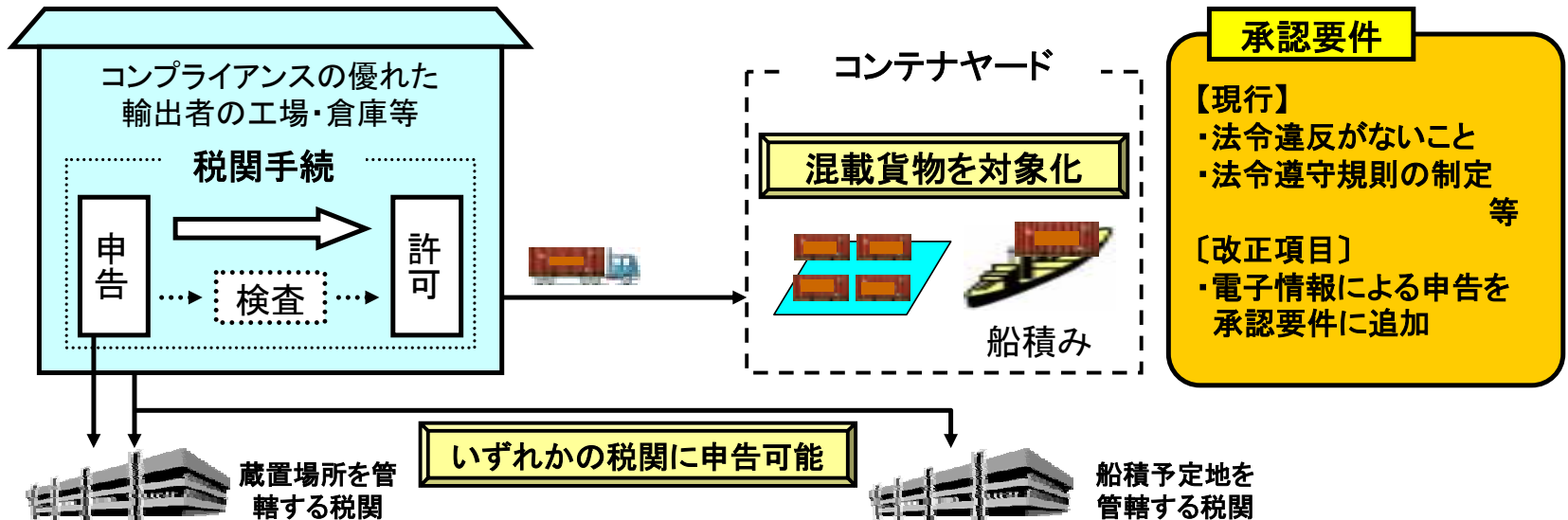
特定輸出申告制度の改善

一般の輸出申告



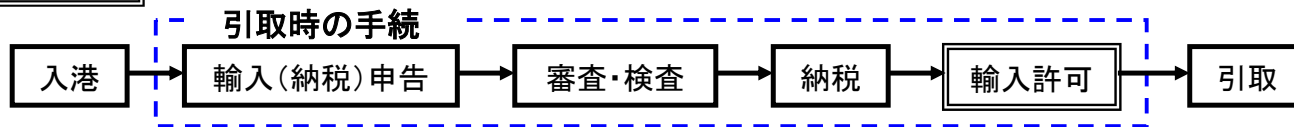
特定輸出申告

コンプライアンスの優れた者について、貨物を保税地域に入れることなく輸出申告を行い、許可を受けることができる制度



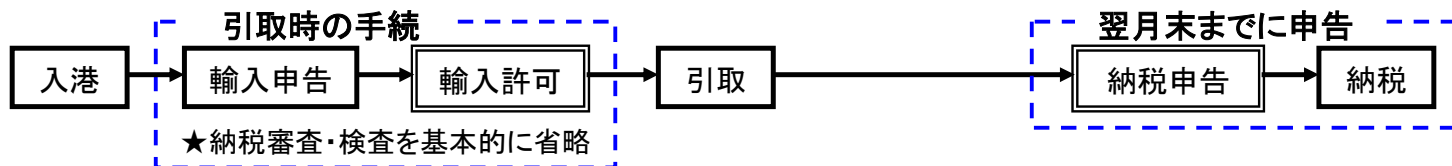
簡易申告制度の改善

通常の申告

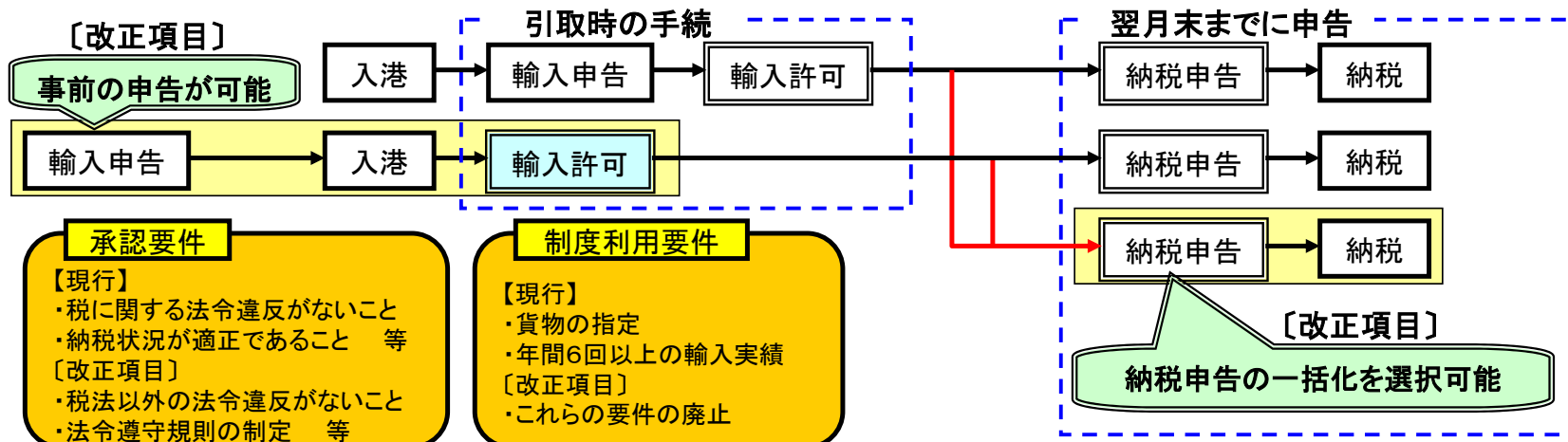


簡易申告

コンプライアンスの優れた者は、輸入申告と納税申告を分離し、貨物の引取り後に納税申告を行うことができる。



改善後



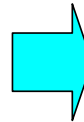
保 税 蔵 置 場 等 の 許 可 の 特 例 措 置

- ・保税蔵置場等の許可は、現在、個々の場所ごとに行っている。
- ・競争力強化・利便性向上の観点から以下の制度を新設。

コンプライアンスの優れた者

- ・ 過去一定期間法令違反がないこと。
- ・ 法令を遵守するための規則を定めていること。
- ・ 電子システムを利用していること。

等



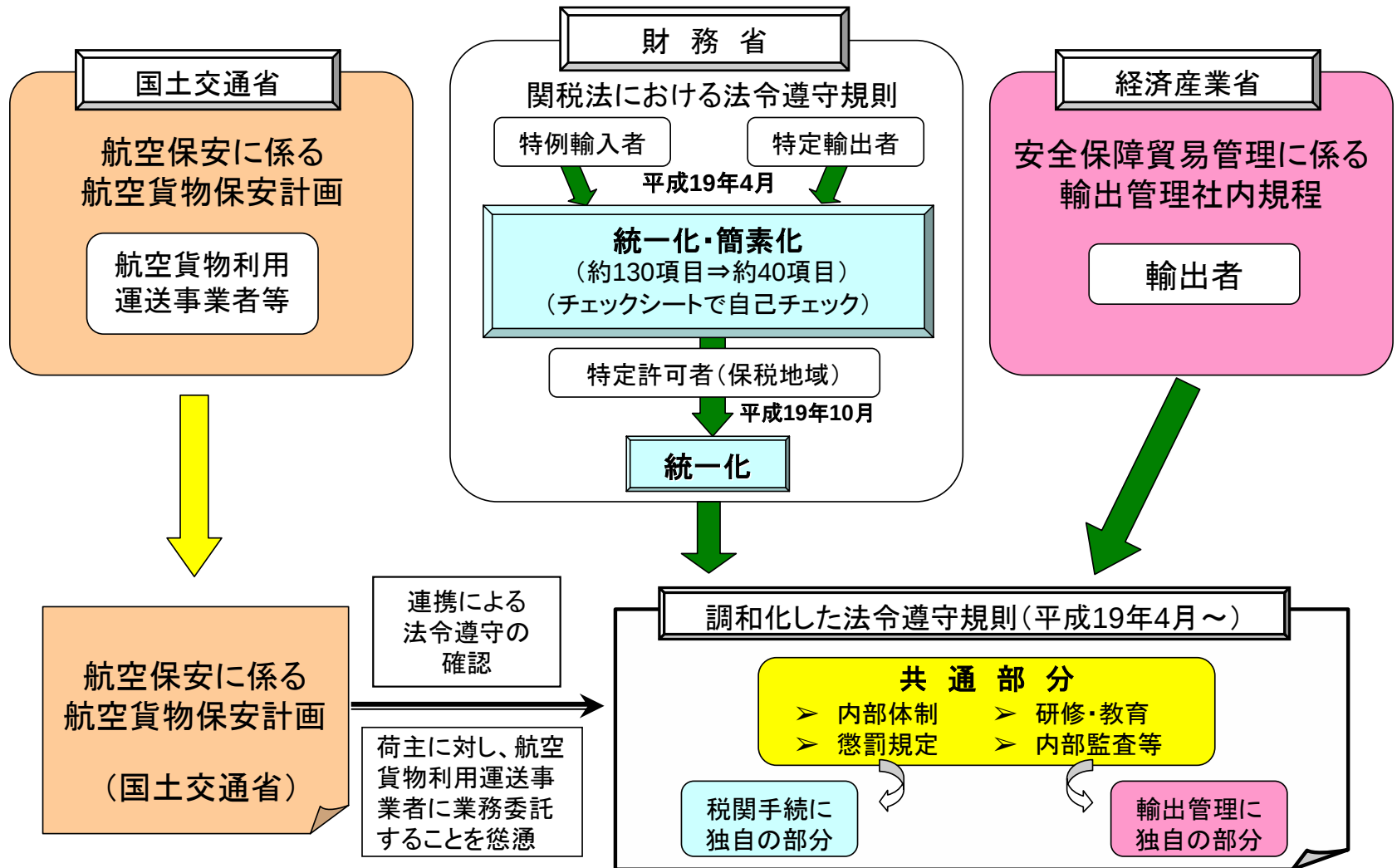
[改正項目]

特 例 措 置

- ・ 税関長に届け出ることにより、新たに保税蔵置場等の設置を可能とする。
- ・ コンプライアンスを反映した検査を実施する。
- ・ 許可手数料を軽減する

等

コンプライアンス・プログラムの簡素化と連携



コンプライアンス・プログラム(CP)のポイント

- **CP体制及び業務手続の文書化と権限・責任範囲の明示**
 - ー 取締役会等で決定するCPにおいて基本的事項を定め、具体的業務手順は部門ごとに策定
- **輸出入に係る発注等の業務を実施する(各)事業部門とその実施状況をチェック・管理する部門による適切な牽制**
 - ー チェック・管理する部門の独立性の確保
- **業務委託先の的確な選定・指導・管理**
 - ー 業務委託先における法令順守体制、適切な業務手順の整備に対する確認・指導
- **輸出入に伴う税関手続に係る手順・体制の整備、関係書類の保存等、貨物管理を的確に行う手順・体制の整備及び物理的な安全性の確保**
- **税関への連絡体制の整備**
- **内部監査体制、教育・研修等の整備・実施**

特定輸出申告制度と包括事前審査制度の比較表

	特定輸出申告制度	包括事前審査制度
概 要	税関が認定するコンプライアンスの優れた輸出者が輸出しようとする貨物について、保税制度を不適用とし、セキュリティ強化と迅速な輸出通関の実現を図る制度	関税関係法令等の違反歴が無い者が継続的に輸出する貨物について、事前に包括的な審査を行う制度
対 象	コンプライアンスの優れた輸出者	継続的な輸出貨物
導入年月	平成18年3月 (背景：米国同時多発テロ以降のセキュリティ強化)	昭和54年8月（平成20年12月末で廃止） (背景：著名な武器輸出事件・ココム違反事件等の発生前)
根拠法令	関税法及び同法施行令	通達
利用の要件	➢ 過去の一定期間において、 ・ 関税関係法令の違反がないこと ・ その他の国内法令の違反がないこと ➢ コンプライアンスプログラムを定めていること (具体的な記載事項を省令及び通達で規定) ➢ N A C C S を利用して特定輸出申告等を行えること ➢ 税関手続及び貨物管理に係る適正かつ確実な業務遂行能力があること	⇒ 過去の一定期間における法令違反の有無は、関税関係法令及び外為法（第48条）のみ ⇒ 社内における輸出管理体制が確立していること (具体的基準はなし)
効果等	➢ WCOのAEOガイドラインに準拠（相互認証が可能） ➢ 輸出貨物について保税制度が不適用 ➢ 蔵置場所か積込予定港を管轄する税関官署のいずれかへの輸出申告が選択可能 ➢ 輸出貨物の審査及び検査に輸出者のコンプライアンスを反映	⇒ AEOガイドラインを満たさない(相互認証は困難) ⇒ 一般の輸出貨物と同様に保税制度が適用 ⇒ 貨物を蔵置する保税地域を管轄する税関官署に申告 (選択は不可能) ⇒ 一般貨物に比べ個別の輸出申告に係る審査を迅速化

お問い合わせ先等

- ・ 税関ホームページ <http://www.customs.go.jp>
- ・ 財務省関税局業務課通関係 03-3581-4111（内2528）
- ・ 函館税関業務部 ・ ・ ・ ・ 0138-40-4254
- ・ 東京税関業務部 ・ ・ ・ ・ 03-3599-6343
- ・ 横浜税関業務部 ・ ・ ・ ・ 045-212-6110
- ・ 名古屋税関業務部 ・ ・ ・ ・ 052-654-4169
- ・ 大阪税関業務部 ・ ・ ・ ・ 06-6576-3391
- ・ 神戸税関業務部 ・ ・ ・ ・ 078-333-3071
- ・ 門司税関業務部 ・ ・ ・ ・ 093-332-8503
- ・ 長崎税関業務部 ・ ・ ・ ・ 095-828-8665
- ・ 沖縄地区税関業務部門 ・ ・ 098-862-9281